

## 群馬大学医学部附属病院医療の質向上委員会規程

令和2.4.1 制定

### (設置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院医療の質向上委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、本院における医療の質の向上に係る取り組みを体系的・組織的に実施することにより、医療の質の継続的な向上を図ることを目的とする。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本院における医療の質に関する評価及び改善に関すること。
- (2) 第三者機関及び本院職員による病院機能の評価に関すること。
- (3) 医療の質指標（Quality Indicator：QI）に関すること。
- (4) 職員に対する医療の質向上の啓発及び研修に関すること。
- (5) その他医療の質向上に関する必要な事項

### (組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療の質・安全管理部長
- (2) 診療科、中央診療施設及び診療支援部門から選出された者 各1人
- (3) 薬剤部から選出された者 1人
- (4) 看護部から選出された者 1人
- (5) システム統合センターから選出された者 1人
- (6) 昭和地区事務部から選出された者 若干人
- (7) ゼネラルリスクマネージャー 若干人
- (8) その他委員長が必要と認める者 若干人

### (任期)

第5条 前条第2号から第6号まで及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

### (専門部会)

第8条 委員会に、医療の質の向上に関する具体的な事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会の審議結果を臨床主任会議に報告する。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、昭和地区事務部各課の協力を得ながら医事課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。